

# 令和2年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年7月2日(木) 13時28分から14時46分

2. 開催場所 香美市中央公民館2F会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	7番	森安 正			
委員	2番	平山 則雄	4番	森田 良彦	5番 岡田 修一
	6番	堤 昭雄	8番	宗石 和彦	9番 西村 広幸
	10番	西岡 久	11番	山崎 彰	12番 三木 克司
	13番	上島 陽子	14番	鍵山 佳広	15番 小松 和啓
	16番	三谷 富重	17番	山内 茂	18番 岡本 博臣

4. 欠席委員 (2名)

1番 水田 義郎 3番 横山 実男

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
第4号	非農地証明願いについて
第5号	下限面積の設定について
第6号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第7号	使用貸借返還通知報告について
第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	公文 正志
農地主事	野島 和仁
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議

長

開会(13時28分)  
皆さん、こんにちは。大変暑い日が続いておりますが、梅雨という中で若干こう雨が時々降ってはくれますけれども、雨が少ないような感じも受けます。非常に暑い日が続いておまして、またコロナウイルスもですね、終息をせずに東京では今日は100人以上の感染者が発表されたというふうなことになってます。東京へ行くときにはくれぐれも気をつけてですね、行っていただきたいというふうに思っております。そのコロナの関係でですね、皆さん方もご承知だと思いますけれどもコロナウイルスの感染対象対策としてですね、持続化給

付金制度というのが、国の制度はですね、農業者に対しては最大、個人ですが、100万円の給付が受けれるということもあります。また市ではですね、個人事業者で上限20万とかいうのは、先般の回覧でですね、中へ入っておったと思いますので、有効に利用していただいて貰えるものは貰っていただきたいというふうに思っています。

また高収益作物、次期支援対策金ということですね、またそういう制度もありまして、今年非常に品目によっては安い品目もありまして、野菜等では10a当たり5万円、また品目によっては大葉、ワサビ等についてはですね、80万円とか花も入っておると思います。それからこっちではないかもわかりませんが、マンゴーであったり、そういうものについては25万円、ただメロンについてはですね、まだ入っておりませんが、地元の国会議員さんたちがですね、メロン等についてもですね、入れたいというふうなことで頑張っておられておるといふふうに聞いております。

また香美市においてはですね、中山間地域ということで全体が入っておりますので、交付については1.1倍頂けるといふふうなことも出ておりましたので参考にさせていただきたいと思っております。

また、先日6月30日に農業会議の県の総会がありまして役員改正もありましたが、役員はですね、3人が留任ということで引き続いて副会長の職を仰せつかりましたので、また皆さん方にいろいろとご負担をかけるかもわかりませんが、よろしくお願いをしたいと思っております。早速ですが、その場でですね、また農業新聞の購読のお願いをさせていただきたいというふうに思っております。香美市においては新しく、委員さん、また推進委員さんになられた方についてですね、購読をいただけていない方が多いということで、県では14名という指摘を受けましたが、香美市において、また再度調査をさせていただきましたが、12名の方がですね、まだ購読をされてないというふうなことです。最適化交付金の中にですね、新聞を取っていただけておる方には8千円のお支払いをするということにさせていただいております。年間新聞が8400円ですので400円プラスしてもらわなあいかなので、皆さん方にその分、ご負担になりますけれどもその点はですね、交付金をいただけていない市町村との差は大きいと思っております。今のところ市町村で交付金をいただきゆうのは、南国市、また香美市、他のところについてももらいゆう所もありますけれども平均的に同額を分けるとかいうふうな貰い方をしてまして、香美市のように皆さん方の出務によってですね、それぞれ金額が多かったり、少なかったりと言いますか、出てきておる人についてはですね、よけい頂けるといふふうにとっているのは香美市であってですね、是非ともこの交付金に沿ってですね、新聞を取っていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。また人・農地プランにつきましてもですね、これから先、もうコロナの関係が若干感染が、不安材料がとけてきますとですね、進めていきたいというふうに思っておりますが、農林課の方ではこのことについてもですね、職員が順次仕事をしていただけてですね、早く取り組めるように計画を致しております。今まで皆さん方にアンケートを配ってですね、そのアンケートの集計結果と言いますか、あまり集計が出来ておりませんが、明治地区はですね、皆さん方に委員さんに皆さんに回っていただいて、聞き取り調査をしておる結果、90%を上回る回収率になっております。順次、この地区を分けておりますので、その地区の中でですね、また委員さんに回っていただくというふうなことになろうかと思っておりますが、引き続きはですね、岩村地区でひとつ委員さんに回っていただいて回収をしていただくような段取りを進めておりますので、またその時にはよろしくお願いをしたいと思っております。お願いばかりで申し訳ないですが、本日の会にあたりまして一言お願いやら、ご挨拶をさせていただきました。

それではすいません、本日の会を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

議題に入ります前に訂正がありますので、若干その時に皆さんに説明をさせ

ていただきます。本日の議事録の署名人は上島委員、鍵山委員にお願いをしますのでもよろしくお願ひしたいと思ひます。本日は横山委員と水田委員より欠席願ひが出ておりますのでご報告をさせていただきます。

それでは順次議題に入つていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

事務局

すいません、議案書の訂正をお願いします。

初めに3ページ、農地法第4条ですが、申請番号1と2が同じところなんです、ちょうど真ん中にですね、施設の面積というところがあります。1番で言うと農業用倉庫の下に305㎡とありますが、これを訂正で177.63、305を177.63に訂正をお願いします。

次2番の墓地、通路の67.75を54.99、54.99に訂正をお願いします。同じくですね、2番の申請事由の中にですね、下から3番目に改装したいという文言がありますが、改装の装が間違つてまして、葬儀とか葬式の葬が正しいので訂正をお願い致します。

次に議案書6ページになります。非農地証明願ひの申請番号1番の所有者の住所で■■■■とありますが、■■の間違いですので、木をですね、米に訂正をお願いします。■■になります。所有者と申請人、両方同じですが、訂正をお願いします。以上です。

議長

それでは議案に沿ひまして順次進めてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字浜道ノ東755番、地目は田、面積は4,832㎡、譲渡人、■■■■、譲受人、■■■■、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農家創設、資料は1で10a当たり312,500円で総額1,500,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町太郎丸字大師566番、地目は田、面積は776㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,925㎡、譲渡人、■■■■、譲受人、■■■■、譲受人の耕作面積は13,652㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり600,000円で総額1,155,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町梅久保字東崎6番、地目は畑、面積は132㎡、外1筆、計2筆で合計面積138.61㎡、譲渡人、■■■■、譲受人、■■■■、譲受人の耕作面積は3,947.57㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字笹ヶ畝560番1、地目は田、面積は899㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,327㎡、譲渡人、■■■■、譲受人、■■■■、譲受人の耕作面積は16,220.83㎡、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模拡大、資料は4、10a当たり75,358円で総額100,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町董生野字山王905番、地目は田、面積は1,206㎡、譲渡人、■■■■、譲受人、■■■■、譲受人の耕作面積は1,850㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は5

で10a当たり248,756円で総額300,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断しております。続いて補足説明ですが、3番の案件なんですけども先月、先々月から3条が小分けに出てきてるんですけども [ ] さんが農地と農地以外をまとめて購入することが決まっています。今回の山林化している農地ですけども、ここをですね、復旧計画のとおり復旧してですね、梅の木を植えていくということで、前回と同じように申請がかかっております。またですね、非農地の証明のとこに出てきますが、そちらについては非農地を出して農地以外で購入する予定となっております。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、質問がある方は挙手をお願いしたいと思います。  
格段有りませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 各段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

1番、申請地は土佐山田町字西野溝ノ南938番2、地目は田、面積は305㎡、申請人、[ ]、[ ]、転用目的は農業用倉庫、建築延面積は177.63㎡、申請事由は、「申請地は耕作地と隣接しており、居宅地及び他の耕作地にも近接しており、便利なので農業用倉庫を建築したい。現在は申請人夫婦で農業経営をしているが、長男及び長女夫婦が経営に参加してくれることとなり、経営規模を拡大したい。」とのことです。

資料は6で農地区分は農用区域内農地、調査員は西岡委員です。  
申請地は農業振興地域内にある農用区域内農地です。

2番、申請地は物部町安丸字曳地1070番1、地目は畑、面積は297㎡の内63.59㎡、外1筆、計2筆、合計面積67.75㎡、申請人、[ ]、[ ]、転用目的は墓地、通路、建築延面積は54.99㎡、申請事由は、「数年前から母が認知症になり、自宅で介護をしていたが、家の出入り口への既存階段は急坂で危険性も高く、使用しづらかった。母のリハビリや車いすでの移動のために平成31年4月頃舗装した道路が必要になり、作りました。今年4月に母が亡くなり、墓地が必要になったが、既存墓地は山間部で不便なため参拝や維持管理しやすい同地に墓地を作り改葬したいです。上記の通路も墓地への進入路として今後も利用するため必要です。」ということです。

資料は7で農地区分はその他の農地(第2種農地)、調査員は岡本委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種

農地、第2種農地及び第3種のうちのいずれも要件にも該当しない農地であるためその他2種農地であると判断されます。以上です。

議長 補足説明がありますので1番、西岡君からお願いします。

委員(10番) はい。それではすいません、資料の6を見ていただきたいんですが、現在、今夫婦でやられてます農業を、ちょっと規模拡大するというので、現在使用してる作業場がちょっと手狭になるということで、作業場をちょっと拡張する計画であります。それで写真の方を見ていただいたら隣の住宅の方には同意をいただいております。それから他の周囲の土地につきましては■■■■さん本人の土地でありますのであまり影響を与えることもないと思います。特に問題無いと思います。以上です。

議長 はい、有難うございます。2番、岡本さん、すいません。

委員(18番) 説明をさせていただきます。資料の7-1をお願いします。現地は資料7-1で県道久保大宮線を大栃から4キロ位、久保五王堂の方面に行った途中です。安丸郵便局の手前、200m位を上に乗ったところで1070-1番、1070-2番が許可申請の対象の農地となっております。ご存じの方もおられるかもしれませんが、旧上韭生農協とそれから旧安丸郵便局のところを上に乗ったところですが、それで7-2ですが、以前畑として利用されていたようですが、現在は管理しやすいように防草シートが張られておりまして、中央にさっき説明があったように平成31年に通路を作ったということで作物は栽培されておりません。上の写真は■■■■さん宅の方から見た写真で下は反対側から見た写真です。それと次、資料7-3と7-4ですが、今回墓地を設定するのは1070-1番でして、この中に32.76㎡の墓地と34.99㎡の通路を設置する計画です。それと1070番2に4.16㎡の通路を設置するというのですが、通路につきましてはすでに完成しております。

次に資料7-5をお願いします。隣接地の同意等につきましては3名の方から同意は貰えていませんので、被害防除計画は添付されております。それぞれ同意が得られない理由も理解できますし、それと日照、排水、通行の面におきましても現地確認の結果、周囲に及ぼす影響はほとんど無いと思われま。それと資料7-6ですが、先ほど通路はすでに完成しておりますと申し上げましたが、それに対する始末書が提出されております。それと直接農地法に関係ないがですが、香美市の墓地等の条例で人家の敷地から100m以上離れてない場合は同意が必要であります。この対象者は数人おりまして、もうすでに全員の方から同意書をもっておるということですので、転用しても差し支えないと思います。以上です。

議長 はい、有難うございました。すいませんが、同意を貰えてないその隣地の農地っていうのは7-2の写真のあたりで見るとですね、どっちにあたるがです。

委員(18番) 7-4を見ていただいたら番号を振ってますけど、左下に1062番地ってありますけど、ここと1060番と、それから墓地の上に1075番地ってありますけど、3筆あります。それがいろんな事情によりまして同意がもらえてないということです。ひとつ一番上の方は■■■■に在中の■■■■さんっていう方です。この方は所在地が■■■■ですのでそのためにももらえてないということと安丸の方ですが、この方■■■■さんは本人が死亡して相続が発生してまして、ただ連絡がつかないということと、それから■■■■さんっていう方は本人が死亡、亡くなって相続が発生しておりますが、連絡が困難ということのようです。

議 長 はい、7-2の上下の写真を見るとですね、周辺はちょっと高いところがあったり、逆に低いところがあったりして、墓地ですので建物が建つわけではないわね。

委員 (18 番) 日照とかはね、ほとんど、墓地が出来ても後ろの方ですので周囲には影響がないように判断しました。以上です。

議 長 周辺も防草シートを張ってですね、草が生えんようにはしちゅうけんど、この防草シートも何年も持ちませんので、そこのところはなんとも言えませんが、同意のない理由についてもですね、死亡とか、遠隔地におるとか、帰ってくる見込みがあればまた別ですけど、帰って来ないということになればですね、問題がないというふうにも判断できます。

説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方よりご質問があれば挙手を願いたいと思いますが、何か有りませんか。格段有りませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 各段無いようですので、採決に入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。議案第2号農地法第4条の規定の規定による許可申請についての賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字秋月丸570番4、地目は田、面積は1,307㎡、外2筆、計3筆で合計2,949㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
。転用目的は駐車場、申請事由は「現在、転用者が経営する養護所職員数は129名、加えて利用者送迎用公用車21台を有しており、計150台の駐車場を必要とする。現在有する駐車場は、駐車場以外の通路部分も含めて105台、その他15台は近隣の民有地を借りているのが現状である。その他、利用者及びその家族、関係業者等も利用するため慢性的に駐車場が不足している。またこの養護所は香美市から「福祉避難所」として指定されており、巨大地震等大規模災害発生時には相当数の駐車スペースが必要と考えられる。以上のような理由により、用地選定した。」ということです。農地区分は第1種農地、調査員は西岡委員で資料は8です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の1団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字中屋敷1409番1、地目は田、面積は838㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
。

転用目的は太陽電池モジュール196枚、パワーコンディショナー9台、申請事由は「申請者は高齢化により、将来耕作を行う事が出来なくなり、土地が荒れることを危惧していた。今般、譲受人から太陽光発電施設を設置したいとの要請を受けたことから、この機会に申請部分を農用地から除外してもらい、当該部分を分筆し、5条許可を受けたうえで、譲受人に申請地を譲渡することと

した。申請地は日当たりが良く、道路に面しており、維持管理が容易であることから同地が最適地と考え、譲受人は申請地として選択した。」ということです。農地区分は第3種農地、調査員は小松和啓委員で資料は9です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香美市香北支所から約300m以内に位置することから第3種農地であると判断されます。

3番、権利の種類は使用貸借権設定、申請地は香北町美良布字ヲモ谷口1547番1、地目は畑、面積は500㎡、貸人、  
、借人、

転用目的は木造2階建て住宅1棟、申請事由は「現在、家族は高知市高須新町に居住し、転用者はに単身赴任して居住しているところ。の居住地は浸水の危険があるため、配偶者の実家の隣接地に家族で転居し、定住するために住宅を建築する計画である。土地の面積については居室敷地のため必要であり、また、家族全部で自家用車4台を所有、使用しており、北側からの進入路が狭いので、旋回スペースを含む駐車場のため必要である。」ということです。農地区分は第1種農地、調査員は小松和啓委員で資料は10です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵字久保田119番1、地目は田、面積は251㎡、外1筆、計2筆で合計1,140㎡ 譲渡人、  
、譲受人、

転用目的は太陽光パネル208枚、パワーコンディショナー9台、申請事由は「譲渡人は申請地で稲作を行ってきたが、高齢化のため耕作地を縮小したいと思っており、買い手や借り手を探していたが、見つからないまま栽培を続けていたところ、今回、太陽光パネルの設置の計画で譲受人とマッチングがあった。申請地は日照、面積等の条件が良く予算的にも条件があったため、今回の転用申請となった。」ということです。農地区分はその他の農地第2種農地、調査員は平山委員で資料は11です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地になります。以上です。

議長 はい、説明が終わりましたが、補足説明に1番、西岡委員からお願いしたいと思えます。

委員(10番) はい、それでは資料の8をお願いします。これは職員の駐車場として開発するようになっております。計画されております。ただ面積がかなり大きいので雨水の浸水対策として都市排水が通っておりますので、それに排水するように計画してますので浸水の心配は少ないと思われれます。また周囲の方の同意もいただいたますので特に問題は無いと思われれます。以上です。

議長 はい、続きまして、小松委員、すいません。

委員(15番) そしたら、すいませんが、資料の9番をお願いします。これは香北町の美良布駅の手前、195号線からちょっと北へ入ったところで、マックの店の北側になる場所です。ここは一応見た感じでは土地の中心部のように見えますが、井尻という関係がありまして、9-1の下の図で見ていただいたらわかりますが、黄色で囲った土地の田んぼは一段高いところがありまして、「その水路は別段のところから来てまして、下の田んぼは水の便利はいいですが、上段はもう別の水路が来ておりまして、井尻になっております。水の便利が悪いところ。3年位前まではあてておりまして耕作してございましたが、ここ2～

3年は本人が草を除草して管理をするといったそういった状態になっております。話があったのは2年位前でしたけど、もうこの田んぼ2筆ともう一か所3枚の田んぼへ太陽光をやりたいって、同意が欲しいっていうふうな話があったておりましたが、今回こういった形で、分けて申請が出てきております。詳しい話は聞いておりませんが、将来的には全部太陽光にしたいんじゃないかと推測されます。一番近い家が■■■■さんって家がありますが、こちらの方へは太陽光の反射ってことが考えられますけれども、この家の北側へ防風対策で杉囲いを植えております。そういった関係で直接の関係は無いと思われま。また排水についてはその家の前に道が通っておりますが、その家の角っこに排水が流れておりますので、そちらの方へ取り込むようになると思えます。一応管理人っていうのが誰がやるのか詳しくは聞いておりませんが、譲り渡しでやるのか管理者を構えてやるのか、会社がやるのか、ちょっと聞いておりませんが、一応周りへ草の心配が無いようにとはお願いしてあります。周りの農地の関係も同意が出ておりますので問題ないかと思われま。

議 長 はい、すいません、3番

委員 (15 番) これは国道195号線、前田クリニックの南にある土地です。私の家の真ん前です。私が45年間この土地を作ってきました。ハウスを建てておりましたが、昨年の春に話がありまして、家を建てたいということで話がありました。ハウスを退けてくれんかということで。考えてみたら、この周りほとんど基盤整備をしてありまして、この土地が唯一、本人の持っている田んぼでは基盤整備をしてない田んぼということで、それなら仕方がないねということで承諾を致しました。土地は全部で6a位ありますが、宅地の関係の上限を5畝を宅地にして、残り1畝を農地として残すと、そういった形になっております。こっちの方へ来ていただいて、地域の集落も作業も一緒にやってくれるということで自分としても大変ありがたく思っております。同意が出ておりますので問題ございません。

議 長 はい、有難うございました。引き続きまして4番平山さん、すいません、お願いします。

委員 (2 番) 資料はですね、11-1から3までですね。まず、場所はですね、香北町の五百蔵で、地区で言うところと大師というところなんですが、県道から一段上がったところでありまして。11-1の航空写真で見てもわかるとおりですね、ここはですね、もうだいぶ前から猪の被害がひどくて、農家は数件あるんですが、もう耕作をしている者はいないような状況であります。それで申請事由の中に稲作をやっていたということがありますが、もう稲作もやっておらずですね、近年はもう草を刈って何とか農地を維持しておるような状況です。ということで、大西さん、周囲の同意も得ておりますし、それと航空写真でもわかるように近隣では先に太陽光パネルを設置した農家もございましてということで排水もですね、地図で開んだ右下に水路が流れておりますので、排水のところも問題なからうかと思われま。ということで特に問題は無いと思えます。

議 長 はい、有難うございました。すいません、1番の案件につきましてですね、私この■■■■をしてます。そんな関係でですね、利害関係ってことがあってですね、退席をさせていただいて皆さん方にご審議をいただきたいと思えますので、森安委員に頼んでありますので、すいませんがよろしくお願ひしたいと思えます。

■■■■ 退席



議長代理 会長に代わりまして進めさせていただきます。それでは議案書4ページ、整理番号1番について議事を進めさせていただきます。この件についてご質問はありませんか。特に何かございませんか。

———質疑なし———

議長代理 無いようでしたら採決を行います。この件について原案の通り、賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議長代理 はい、全員賛成です。有難うございました。

———          入席———

議長 どうも有難うございました。  
それでは続きまして全体的にですね、皆さん方に質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

委員(5番) はい。

議長 はい、どうぞ。

委員(5番) 2番の資料9-1よね。資料9-1です。上から見たら、上の田と囲った田が1枚みたいに見えるけど、これちゃんと畔ある。

委員(15番) これは2筆別になってます。

議長 オッケー。

委員(5番) オッケー。

議長 別になっちゅうということでご了解いただけました。他に何かありませんか。  
すいません、資料11の写真でですね。今度太陽光をやろうとするところの左上、太陽光すでに設置されてますよね。そこのところの今まで問題があったとかそういうことはありませんか。

委員(2番) ないです。

議長 ないです。わかりました。  
問題が無ければそのように、経営する人は同じ人じゃないよね。

委員(2番) この太陽光。

議長 今設置しちゅう人。

委員(2番) 違います。

議長 違う。はい、今まで問題が無いんで、それはありがたいと思いますが、もし、何か問題があつてですね、草刈りが遅れたとかなんとかいうふうなことがあつたら、また今度新しく設置をする人には十分注意をしてもらわなあかん

ので、まあ、今までなかったということであればですね、同様な管理をしていただければありがたいかなあとと思います。他に何かありませんか。

-----質疑なし-----

議 長 各段無いようですので、採決に入りたいと思いますので、ご異議ございませんかね。

-----異議なし-----

議 長 それでは議案第3号農地法5条の規定による許可申請ですが、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第4号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町新改字八ノ谷8番3、地目は田、面積は155㎡、利用状況は宅地、申請人、  
、非農地化した理由は、昭和38年に住宅が建築され、現在に至る。調査員は三木委員で資料は12です。

2番、申請地は土佐山田町神母ノ木字下舟渡327番1、地目は畑、面積は102㎡、利用状況は庭、申請人、  
、非農地化した理由は、昭和35年当時より、325-1に居住する者が庭として利用し、現在は327-1に居住する者( )が庭として利用している。調査員は森田良彦委員で資料は13です。

続いて3番、申請地は香北町梅久保字土居屋敷74番3、地目は田、面積は52㎡、外3筆、計4筆で合計面積887㎡ 利用状況は道路、山林原野、申請人、  
、非農地化した理由は、梅久保字西込については、周囲が山林であり、耕作条件が悪かったため山林化し、現在に至る。梅久保字土居屋敷については、昭和34年4月21日から県道として使用されている。調査員は森安委員で資料は14です。

4番、申請地は香北町中谷字ツネ石149番、地目は田、面積は105㎡、外2筆、計3筆で合計面積266㎡ 利用状況は宅地、駐車場、申請人、  
、非農地化した理由は、平成10年以前から、149、150番は宅地として利用し、現在に至る。同じく156番は駐車場として利用し、現在に至る。調査員は小松太推進委員で資料は15です。

5番、申請地は香北町太郎丸字ヤナゼ741番1、地目は田、面積は347㎡、利用状況は宅地、所有者、  
、申請人、  
非農地化した理由は、昭和25年(月日不詳)に住宅を建築。以後宅地として利用し、現在に至る。調査員は小松和啓委員で資料は16です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より補足説明を1番の三木さんからお願いをしたいと思います。

委員(12番) はい、それでは補足説明を致します。

資料の12のまず1をご覧ください。上の地図の中で8-4と8-3で今回の申請は8-3なんですけども、8-4と8-3に家がまたがって現在建ってお

ります。ここに住んでおられた方はもう亡くなられてまして、現在は親族の方が兵庫県におられるということで、またここに今回若い方が入って来られるということで、今回非農地に証明したいということで申請が出されております。半分家がかかってますので、ずいぶん昔、ここは新改なんですけども、入野の地区に入ってます、自分もあんまり詳しいことは知らないですけども、この家に県道からこの家に入るには現在他人の所有している土地を通らなくては入れないような実は家なんで、将来的にはその家のもうひとつ下側に畑があるんですけども、その畑の入口が県道からついてますけど、そこまで行かないと県道、公道から家に入れないという妙な住宅です。周囲には、隣にも家がありますけども、そこも空き家なんで入野地区にしては新しい方が来られたら大変うれしいということをおっしゃっていました。以上です。

議長 はい、続いて森田君。

委員（4番） それでは資料13を見ていただきたいと思います。場所は鏡橋の神母ノ木側にあります、石丸金物店の東の山脇散髪店の裏になります。これは前住んでおられた方も庭として利用しておられて、今も■■■■■の方が庭として利用しております。6月5日に現地を確認しまして、特に問題無いと思われまゝです。以上です。

議長 はい、続いて森安さん。

委員（7番） はい、説明します。資料14をご覧ください。14-1の方かな、これはもちろん周囲も全部山林化、山になっておられて特に問題ございません。特に自分が疑問に思ったのが14-2、14-3の2ですね、これは県道久保大宮線です。自分が中学校時分に通った時からもう道路でした。舗装もしてない時分から。これ34年って書いてあるけど、もっと以前からですけど、県道として、これは他人の土地を通りよった。これおかしいですけど、もちろん、もう非農地です。絶対非農地として認めてあげてほしい。以上です。

議長 すいません、4番の小松さん。

推進委員（13番） 資料15を見ていただいたらわかる通り、家の後ろ側、資料15-2の分ですが、これは近所の方に頼んで駐車場にしてもらったそうです。約20年前に空き家になったところを■■■■■さんが買って駐車場が無いのでここへ構えたそうです。それと次の15-3は家の前の家地というか畑というか、わからんような感じになってますが、もう何も管理されていないような感じになっていて、この家を■■■■■さんは80過ぎたんで売りたいそうですが、それで非農地に申請をということでした。近所の方とも何も問題無いようなので判を押しました。以上です。

議長 はい、すいません、続いてまた小松さん。

委員（15番） 資料16-1をお願いします。これは国道195号線から龍河洞へ抜ける入口です。ここに■■■■■さんっていう名前が出ておりますが、その方が大伴鮮魚店をやっておられて、現在もう亡くなっております。そして娘さんが■■■■■さんで子供さんが■■■■■さんということです。現在取壊して、次の図面を見ていただいたらわかりますが、更地になっております。大きな家が建ってございましたけど、もう全部取壊して更地になっておられて、今日上がっておる土地につきましても大きな栗石、玉石がゴロゴロしておられて農地には復旧ちょっとできないような土地でございます。龍河洞線への入り口ということもありまして、将来的には家の入り口を拡張という話もちろはら聞いておりますが、そういったことで非農地が出てきております。別段、問題は無いと思います。

議 長 はい、有難うございました。それでは議案第4号非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますのでご質問があれば挙手をしていただきたいと思いますと思いますが、何か各段有りませんか。  
1番の8-4というのは公簿では何になっちゅう。

事 務 局 宅地です。

議 長 8-4は宅地。3は田で宅地化しちゅうということですね。はい、わかりました。それが宅地にするという思いがあつて非農地証明願いが出ちゅうということですね。はい、了解です。他に何かご質問はありませんかね。  
格段ありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、議案第4号について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——— 異 議 な し ———

議 長 それでは議案第4号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして、第5号下限面積の設定についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 別段の面積（下限面積についての設定について（案））について説明します。

この議案につきましては、「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」により、「空き家に付属した農地指定申請書」の提出がありましたので、ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書（案）のとおり、申請地3筆を追加した下限面積の決定の公示を行う予定としております。

それでは、資料に沿って説明をいたします。

資料17-1の審査確認書と、17-2、3の写真資料を併せてご覧ください。  
農地の所有者は、XXXXXXXXXXのXXXXXXXXXXさんです。所在地は、土佐山田町山田字八王子林1762番2、他2筆で、合計面積449㎡になります。遊休地区分については、現在は耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的の見込みがない農地であるため1号遊休農地と判断しております。

また中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用もありません。

所見と致しましては、申請地は遊休農地であり、周辺の状況については、写真の資料を見ていただいた通り、宅地に囲まれており、周辺の農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れはないことから、設定基準に該当するものと判断しております。写真資料の17-3を見ていただくと一番わかりやすいと思いますが、赤線で点線で記しているところが空き家になります。その前に農地があるようになっております。

今回はこの3筆を承認いただきましたら、追加した告示を別紙の案の通りによい、告示したいと考えております。以上です。

議 長 はい、初めてのことでありましてですね、結構面積がおおかた500㎡ありますよね。これ将来的によ、宅地にして売るとかいうことはできますか。

事務局 市街化調整区域ですので家は建たないと思われま

議長 例えば売ることはできる。

事務局 農家住宅とかであれば可能性はあると思います。

議長 この家と土地と一緒に買った人が家庭菜園的に耕作することについては何ら問題は無いというふうなことで理解をしていただきたいと思うけれども将来的にもうよう作らん、けんど家が建つばあ十分な宅地化できる土地があるので売りたいというふうなことであれば、農家住宅とか、分家はいかんか。

事務局 分家も可能性あります。

議長 市街化調整区域ですので無理をしても例外規定は2件くらいになるかと思うけれども、もし、転売というか売るとは可能。

事務局 農地のこと。

議長 農地の分、家じゃなくて。

事務局 農地は農地としては可能ですよね。売るっていうのは。

議長 農地で買うちよつてもよね、農家をしたい人が農家住宅で買うなり、第三者が分家住宅にその土地をかうてよね、その土地に家を建てるとか、それは考えられるよね。

事務局 それは考えられますね。

議長 ということです。

事務局 それとちよつと補足をすいません。ここの空き家の家なんですけども、今回市街化調整区域っていうところはなかなかこういった形で出にくいところなんです、線引き前宅地ということでここは誰でも入って来れる宅地になっているそうです。今回空き家バンクの方でも取り上げるっていうことでそれで付属した農地となりますので、お家の方はどなたでも来れますので、今回対象になったということです。

議長 ただ家を買う人がその土地も一緒に買わないかなあね。

事務局 そうです。

議長 別々に家だけ買って土地は別に売るとはできんっていうことよね。

事務局 そこはもう■■■さんがですね、交渉の時にどうされるかってことで、今のところは農地と一緒に売りたいっていうことなんですけども、その交渉の中でもう家だけっていうふうになった場合には、今回の設定からは除外されるような流れになります。農地は農地としてまた通常の手続きにより売買ということになります。今のところはセットでの希望をされているので、それがまとまればと思います。

議長 はい、わかりました。何か皆さん方からご質問有りませんか。

はい、どうぞ、岡田君。

委員（5番） これよね、あんまり広いきよ、よけいよう作らんき、上の半分だけ作って、後は駐車場にしてとかってすることもできんがやお、可能性ありそうなけんどね。砂利ひいて駐車場にしちよいて、そのうちってありえんこともないわね。

事務局 けど、現地を確認した時に結構駐車場は有ります。前に何台か置けるスペースがあるんですけども、3年3作っていうのをクリアすればですね、あとそういう希望があればですね、出来ないことはないです。ここは2種農地になるので周りに何もないので転用は可能な農地です。

議長 先ほど小松さんから話が出ましたけれども、やっぱり、過疎化してくる集落へですね、新しく若いお年がいった人が来るかもわかりませんけど、人口が増えるってことはですね、部落としては有難いと思いますし、そのままおいてですね、耕作放棄地になるよりかは、新しく、空き家であって、それに土地が付いちよって家庭菜園みたいなことをしたいというふうな人がおってですね、ここに住まいをしてくれると有難いとは思いますが、将来的に考えて3年3作が済めばまた他に何か転用するということになるかもわかりませんが、農地としての価値というのはですね、あんまり、周辺、ずっと家建ってますので、めちゃくちゃ広い道も付いてませんし、この写真で見るとですね、17-3の写真で下段の写真で見ますとちよっところ舗装とかコンクリの新しゅうにやちゅうみたいなどころがありますけど、ここは入って行くのに道を広げて農地をちよっ取り込んでですね、道を広げてしてます。そういう関係ですので、これから先、本人は住むつもりで買ったと思うんですけど、事情があって帰ってこれないということですね、売りたいというふうなことで出てきてますので、これ採決取らなあいかんがよね。

事務局 そうですね。

議長 はい、何かみなさんがたで色々ご質問があれば出していただきたいと思いますが、何かありませんかね。

格段ご意見も無いようですので、この議案第5号についてはですね、採決をしなくてはいけませんので、ご意見無ければ採決に入って行きたいと思いますがご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長 はい、それでは議案第5号下限面積設定について原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成をいただきましたので有難うございました。

それでは議案第6号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。  
1番、申請地は香北町五百歳字三反キレ2806番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,585㎡、外1筆、計2筆、合計面積5,025㎡、貸人、  
、  
借人、  
、  
、  
、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年5月21日、解約理由は高齢化のためです。



13ページに行きまして

2番も、新規設定になります。先ほど出ていた[ ]さんの農地になりますね。土佐山田町須江の農地2筆、合計8,649㎡を[ ]の[ ]さんが借り受け、やっこねぎを栽培します。賃借権で期間は20年となります。

3番、再設定になります。土佐山田町山田の農地、2,230㎡を、[ ]の[ ]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。次に、14ページにまいります。

4番、新規設定で、土佐山田町の農地4筆、合計2,564㎡を、[ ]さんが借り受け、ネギを栽培します。賃借権で期間は4年です。[ ]さんは新規就農者ですが、これまでは香美市にいるおじいさんの農地と一緒に耕作していたそうです。今回、ご自身で利用権を設定するものです。

5番も新規設定になります。香北町猪野々の農地4筆、合計1,919㎡を、[ ]の[ ]さんが借り受け、果樹を栽培します。賃借権で期間は10年です。この[ ]さんですけれども、すでに吉井勇記念館のそばに、たくさんの種類の果樹を植えて、花や収穫をもう楽しめるくらいに育てているようです。のちのちこのあたりの農地を購入する予定ということで、今回の利用権設定は、その準備というふうに聞いております。

次に15ページに移ります。

6番、新規設定になります。香北町下野尻の農地2筆、合計2,217㎡を[ ]の[ ]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、期間は10年です。

7番も新規設定です。香北町橋川野の農地、833㎡を、同じく[ ]の[ ]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は5年となります。

続いて16ページになります。

8番、新規設定です。土佐山田町大平、香北町朴ノ木ほか、合計4筆、1,916㎡を、[ ]の[ ]さんが借り受け、ブルーベリー、柚子、ピワ、ぶしゅかん等を栽培します。使用貸借権で、期間は5年となります。[ ]さんは、[ ]さんの指導を受けながら、新たに農業を始めるということです。

続いて9番、新規設定です。香北町美良布の農地、1,412㎡を、同じく[ ]の[ ]さんが借り受け、オリエンタルユリを栽培します。賃借権で、期間は10年です。

17ページにまいります。

10番、新規設定です。香北町西川の農地、1,236㎡を、[ ]の[ ]さんが借り受け、野菜・栗・みかんを栽培します。使用貸借権で、期間は1年です。以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたので、ただ今より議案第8号につきまして質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんかね。各段ありませんか。

----- 質 疑 な し -----

議 長 格段無ければですね、採決に入って行きたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

----- 異 議 な し -----

議 長 それでは議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。が、原案の通り賛成の方の挙手をお願い致します。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。



事務局  
議長

はい、全員賛成です。有難うございました。  
それでは議案第9号その他の件ってありますが、何かありますか。  
はい、どうぞ

ないです。

ありませんか。

各段無いようですので委員会の議案はこれで終了したいと思います。続きまして農地利用最適化推進意見交換会を開催をしたいと思いますので、5分程度休憩をして入りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

閉会 (14時46分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原 心一 (原)

署名人

鎌山佳広 (鎌山)

署名人

上島陽子 (上島)